令和７事務年度 国税庁実績評価の概要

１．令和７事務年度の実績目標等の評定一覧・・・・・・・・・・・・・・ １

２．令和６事務年度及び令和７事務年度における評定ごとの集計結果・ ２

３．令和７事務年度の目標及び施策ごとの評定結果・・・・・・・・・・ ３

４．理由を付して評定を行った目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

【参考１】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和７事務年度）・ ７

【参考２】 評定基準（評価マニュアル） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

１．令和７事務年度の実績目標等の評定一覧

国税庁の使命　「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」

実績目標(大)

財務省政策評価における政策目標：２－２～４

〔実績目標(大)1〕
内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
A（A）

〔実績目標(大)2〕
酒類業の健全な発達の促進
A（A）

〔実績目標(大)3〕
税理士業務の適正な運営の確保
S（S）

実績目標(小)

〔実績目標(小)1-1〕
税務行政の適正な執行
A（A）

〔実績目標(小)1-2〕
税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
A（A）

〔実績目標(小)1-3〕
納税者サービスの充実
A（A）

〔実績目標(小)1-4〕
適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
A（A）

〔実績目標(小)1-5〕
国際化への取組
S（S）

業績目標

〔業績目標1-2-1〕
オンラインによる税務手続の推進
A（A）
税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

〔業績目標1-2-2〕
デジタルの活用による業務の効率化・高度化
A（A）
デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

〔業績目標1-2-3〕
事業者のデジタル化促進　A（A）
税務手続のデジタル化を起点として、事業者が日頃行う事務処理のデジタル化を促進することにより、社会全体のＤＸの進展に貢献します。

〔業績目標1-3-1〕
広報・広聴活動等の充実
A（A）
国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の意義・役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。
また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

〔業績目標1-3-2〕
相談等への適切な対応
S（S）
問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

〔業績目標1-4-1〕
適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
A（A）
適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

〔業績目標1-4-2〕
期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
S（S）
期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

〔業績目標1-4-3〕
不服申立てへの取組
S（S）
不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

※　各目標の符号は令和7事務年度の評定。（）は令和6事務年度の評定。評定は、S＋、S、A、B、Cの5段階。

２．令和６事務年度及び令和７事務年度における評定区分別集計結果

各府省共通の評定区分		Ｓ＋	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ	合　計
		目標超過達成	目標達成	相当程度進展あり	進展が大きくない	目標に向かっていない	
実績目標（大）	６事務年度	0	1	2	0	0	3
	７事務年度	0	1	2	0	0	3
実績目標（小）	６事務年度	0	1	4	0	0	5
	７事務年度	0	1	4	0	0	5
業績目標	６事務年度	0	3	5	0	0	8
	７事務年度	0	3	5	0	0	8
合計	６事務年度	0	5	11	0	0	16
	７事務年度	0	5	11	0	0	16

３．令和７事務年度の目標及び施策ごとの評定結果 ①

実績目標・業績目標・施策			評定 6事務年度	評定 7事務年度	
【実績目標(大)1】 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			A	A	
【実績目標(小)1-1】 税務行政の適正な執行			A	A	※
	施策	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	s	b	
		(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	a	
		(3) 守秘義務の遵守	a	a	
		(4) 職員研修の充実	s	s	
【実績目標(小)1-2】 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション			A	A	
【業績目標1-2-1】オンラインによる税務手続の推進			A	A	
	施策	(1) オンライン申告等の推進	a	a	
		(2) マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	a	a	
		(3) 利用者目線に立った情報提供	a	a	
		(4) キャッシュレス納付の推進	s	a	
		(5) 申請・届出等の合理化・デジタル化	a	a	
【業績目標1-2-2】デジタルの活用による業務の効率化・高度化			A	A	
	施策	(1) 内部事務のセンター化の推進	a	a	
		(2) 照会等のオンライン化の推進	a	a	
		(3) データ活用等による税務執行の効率化・高度化等	a	a	
【業績目標1-2-3】事業者のデジタル化促進			A	A	
	施策	(1) 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報	a	a	
		(2) 関係省庁などの関係機関との連携・協力	a	a	

(注)1 評定は、「S＋ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。
2 ■(色付き)は、前年と異なる評定です。
3 欄外に※の表示がある目標については、評定理由等を6ページで説明しています。

３．令和７事務年度の目標及び施策ごとの評定結果 ②

実績目標・業績目標・施策				評定 6事務年度	評定 7事務年度
【実績目標(小)1-3】 納税者サービスの充実				A	A
【業績目標1-3-1】広報・広聴活動等の充実				A	A
	施策	(1)	国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	a	a
		(2)	租税に関する啓発活動	s	s
		(3)	関係民間団体との協調関係の推進	s	s
		(4)	地方公共団体との協力関係の確保	s	s
		(5)	国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等	s	s
【業績目標1-3-2】相談等への適切な対応				S	S
	施策	(1)	納税者からの相談等への適切な対応	s	s
		(2)	納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	s	s
		(3)	改正消費税法への対応	s	s
【実績目標(小)1-4】 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済				A	A
【業績目標1-4-1】適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施				A	A
	施策	(1)	有効な資料情報の収集	a	a
		(2)	的確な調査事務の運営	a	a
		(3)	社会・経済状況に対応した調査への取組	a	a
		(4)	悪質な脱税者に対する査察調査の実施	a	a
【業績目標1-4-2】期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組				S	S
	施策	(1)	期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	s	s
		(2)	滞納を未然に防止するための取組	s	s
		(3)	効果的・効率的な徴収事務の運営	s	s
		(4)	滞納の整理促進への取組	s	s
		(5)	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	s	s
【業績目標1-4-3】不服申立てへの取組				S	S
	施策	(1)	不服申立ての適正・迅速な処理	s	s
		(2)	裁決事例の公表の充実	s	s

(注)1 評定は、「S＋ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。
2 ■(色付き)は、前年と異なる評定です。
3 欄外に※の表示がある目標については、評定理由等を6ページで説明しています。

３．令和７事務年度の目標及び施策ごとの評定結果 ③

実績目標・業績目標・施策				評定 6事務年度	評定 7事務年度
【実績目標(小)1-5】 国際化への取組				S	S
	施策	(1)	税務当局間の要請に基づく情報交換	s	s
		(2)	共通報告基準（ＣＲＳ）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	s	s
		(3)	国別報告事項（ＣｂＣＲ）の情報交換の的確な実施	s	s
		(4)	相互協議事案の適切・迅速な処理	s	s
		(5)	外国税務当局との知見の共有	s	s
		(6)	開発途上国に対する技術協力	s	s
【実績目標(大)2】酒類業の健全な発達の促進				A	A
	施策	(1)	日本産酒類の輸出促進の取組	a	a
		(2)	酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	s	s
		(3)	酒類の公正な取引環境の整備	s	s
		(4)	構造・経営戦略上の問題への対応	s	s
		(5)	独立行政法人酒類総合研究所との連携	s	s
		(6)	20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進	s	s
		(7)	酒類に係る資源の有効な利用の確保	s	s
【実績目標(大)3】税理士業務の適正な運営の確保				S	S
	施策	(1)	税理士会等との連絡協調の推進	s	s
		(2)	税理士等に対する指導監督の的確な実施	s	s
		(3)	書面添付制度の普及・定着に向けた取組	s	s

（注）1　評定は、「S＋ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。
2　　（色付き）は、前年と異なる評定です。
3　欄外に※の表示がある目標については、評定理由等を6ページで説明しています。

4. 理由を付して評定を行った目標

目標	評定	施策	評定	評定理由等
【実績目標（小）1－1】 税務行政の適正な執行	A	[実1-1-1] 関係法令の適正な適用と迅速な処理	b	「実績目標（小）1-1 税務行政の適正な執行」については、４つの施策のうち、「実1-1-1 関係法令の適正な適用と迅速な処理」が「b 進展が大きくない」となり、他の３つの施策は「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」となりました。 この「b 進展が大きくない」となった施策については、更正の請求の３か月以内の処理件数割合や所得税還付金の６週間以内の処理件数割合などを測定指標としていますが、当該施策における測定指標については、所得税還付金の６週間以内の処理件数割合を除いて、それぞれの実績値が目標値を上回っています。 なお、所得税還付金の６週間以内の処理件数割合については、その目標値が95％であるところ、サンプル抽出した還付申告21,033件のうち、全体の93.1％（19,576件）を６週間以内に処理し、95.5％（20,096件）を７週間以内に処理しています。 このほか、行政文書の開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めるとともに、職員に対する講話や研修を実施することにより、守秘義務の遵守の徹底を図りました。 当該目標の評価に当たっては、一部の施策の達成度のみが、目標全体に影響を及ぼすことは適切ではなく、他の重要性の高い施策も含めて評価することが適当と考えられます。 したがって、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることを総合的に勘案した結果、当該目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。
		[実1-1-2] 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	
		[実1-1-3] 守秘義務の遵守	a	
		[実1-1-4] 職員研修の充実	s	

（注）上記の判定は、「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との評価マニュアルの規定によっています。

【参考１】国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和７事務年度）　①

※　詳細は評価書に記載

Ⅰ　納税者の利便性の向上　～あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して～

○　オンライン申告等の推進　【業1-2-1-1】

確定申告に必要となるデータを自動で取り込むことにより、数回の操作で申告が完了する仕組みの実現に向け、マイナポータルとのデータ連携対象を拡大（※１）

○　利用者目線に立った情報提供　【業1-2-1-3】

国税庁ホームページの「タックスアンサー」や「チャットボット」について、税に関する情報をより分かりやすく、かつ的確に提供できるよう、税制改正や利用者アンケートを踏まえた回答文の改訂や回答精度の向上を図った

○　申請・届出等の合理化・デジタル化　【業1-2-1-5】

各種申請・届出等について、手続自体の要否の見直しや記入項目の簡素化のほか、納税者目線に立ったＵＩ/ＵＸの改善（※２）

※１　令和７年分確定申告から、生命保険契約等の一時金・年金の支払調書や、ふるさと納税以外の寄附金（日本ユニセフ協会、国境なき医師団日本への寄附金）に係る情報を新たにマイナポータル連携の対象とした。

２　令和７年分確定申告から、iPhoneにおいても「スマートフォンのマイナンバーカード」を利用することで、実物のマイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成やe-Tax送信が可能となった。

【参考１】国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和７事務年度）　②

※　詳細は評価書に記載

Ⅱ　業務の効率化･高度化

○　内部事務のセンター化の推進　【業1-2-2-1】

デジタル化を前提に業務の在り方の見直しを行い、内部事務を集約処理して業務の効率化を図るセンター化の推進

○　データ活用等による税務執行の効率化・高度化等　【業1-2-2-3】

申告漏れリスクの高い納税者の特定（※３）や滞納者への効率的な接触を図るためデータ及びＡＩを活用

データリテラシーレベルに応じた研修の実施などを通じた人材育成

※３　収集した様々なデータを、ＢＡツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を実施した。

Ⅲ　事業者のデジタル化促進

○　事業者のデジタル化関連施策の周知・広報　【業1-2-3-1】

会計ソフトやデジタルインボイス等の各種ＩＴツールのメリットやデジタル化・ＡＩ導入補助金等の支援策の案内など、事業者の規模やデジタル化の進度に沿った積極的な周知・広報を実施

【参考２】　評定基準（評価マニュアル）

施策の評定

１　「ｓ＋　目標超過達成」
（①及び②をともに満たす場合）
① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。
例：実績値が目標値の120%を超過している場合
② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。

２　「ｓ　目標達成」
（①から③までの全てを満たす場合）
① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。
② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。
③ 測定指標以外で「ｓ　目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。

３　「ａ　相当程度進展あり」
（①及び②をともに満たす場合）
① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」(注１)である。
② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」(注２)があるか、全ての測定指標が「○」で上記２③の事情がある。

４　「ｂ　進展が大きくない」
（①及び②をともに満たす場合）
① 施策に係る主要な測定指標に一つでも「×」がある。
② 「ｃ　目標に向かっていない」に該当しない。

５　「ｃ　目標に向かっていない」
主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合
例：実績値が目標値の50%を下回っている場合

目標の評定（下位目標がないもの）

・実績目標（大）２，３
・実績目標（小）１－１，１－５
・業績目標1-2-1～1-4-3

１　「Ｓ＋　目標超過達成」
施策の評定が「ｓ＋」又は「ｓ」であり、かつ、一つ以上が「ｓ＋」
（例）　施策①　s+
　　施策②　s
　　施策③　s

２　「Ｓ　目標達成」
施策の評定が全て「ｓ」
（例）　施策①　s
　　施策②　s
　　施策③　s

３　「Ａ　相当程度進展あり」
施策の評定が全て「ａ」、又は「ｓ」と「ａ」のみ
（例）　施策①　s
　　施策②　s
　　施策③　a

４　「Ｂ　進展が大きくない」
施策の評定に「ｂ」があり、かつ、「ｃ」がない
（例）　施策①　s
　　施策②　a
　　施策③　b

※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。

５　「Ｃ　目標に向かっていない」
施策の評定に「ｃ」がある
（例）　施策①　s
　　施策②　a
　　施策③　c

目標の評定（下位目標があるもの）

・実績目標（大）１
・実績目標（小）１－２，１－３，１－４
※左記目標の評定と同様に行う。

１　「Ｓ＋　目標超過達成」
下位の目標の評定が「Ｓ＋」又は「Ｓ」であり、かつ、一つ以上が「Ｓ＋」
（例）　下位の目標①　Ｓ＋
　　下位の目標②　Ｓ
　　下位の目標③　Ｓ

２　「Ｓ　目標達成」
下位の目標の評定が全て「Ｓ」
（例）　下位の目標①　Ｓ
　　下位の目標②　Ｓ
　　下位の目標③　Ｓ

３　「Ａ　相当程度進展あり」
下位の目標の評定が全て「Ａ」、又は「Ｓ」と「Ａ」のみ
（例）　下位の目標①　Ｓ
　　下位の目標②　Ｓ
　　下位の目標③　Ａ

４　「Ｂ　進展が大きくない」
下位の目標の評定に「Ｂ」があり、かつ、「Ｃ」がない
（例）　下位の目標①　Ｓ
　　下位の目標②　Ａ
　　下位の目標③　Ｂ

５　「Ｃ　目標に向かっていない」
下位の目標の評定に「Ｃ」がある
（例）　下位の目標①　Ｓ
　　下位の目標②　Ａ
　　下位の目標③　Ｃ

（注）1　測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。
2　実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。